

特定秘密保護法への対応に関する協定書

秘密保護法 NGO アクションネットワーク（以下「甲」）と、秘密保護法対策弁護団（以下「乙」）は、特定秘密保護法に関する提携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、特定秘密保護法の施行によって、NGO および市民社会にもたらされるおそれのある不利益に対し、適切に対応するために提携し、相互に協力する。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、2014年10月30日より2016年3月31日までとする。

（協力内容）

第3条 甲と乙は、秘密保護法の問題点について市民の間に理解を広めるために協力する。また、甲と乙は、必要に応じて提言活動においても協力する。

第2項 甲と乙は、秘密保護法に関わる情報を双方にとって支障のない範囲で共有する。

第3項 乙は、甲及び甲の構成団体 NGO が開催する勉強会・講演会等に弁護団員の派遣を斡旋する。

第4項 秘密保護法違反で甲の構成団体 NGO 及びその職員が検挙された場合、乙は、当該 NGO、当該 NGO 職員または甲の要請にもとづいて弁護を行う。

第5項 政府によって甲の構成団体 NGO に対し必要な情報が提供されない場合、または政府によって甲の構成団体 NGO による情報取得に関する調査・当該 NGO 職員の個人情報に関する調査がなされる場合など、秘密保護法の適用に関すると考えられるケースで、甲の構成団体 NGO または当該 NGO 職員が何らかの不利益な取扱いを受ける可能性があるときに、乙は、甲や甲の構成団体 NGO の相談に真摯に応ずることとし、甲と乙は当該 NGO または当該 NGO 職員の救済のために協力して活動する。

第6項 甲の構成団体 NGO 職員の検挙事件の弁護をする場合、その弁護費用は、検挙された本人または本人の所属する甲の構成団体 NGO が負担する。具体的な弁護費用は、当該 NGO 職員と協議の上決定する。甲は弁護費用のカンパ呼びかけに積極的に協力する。

この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。